

資料Ⅱ 外部監査制度とは

1 外部監査制度の概要

平成9年6月に地方自治法が改正され、監査機能の専門性・独立性の強化や監査機能に対する住民の信頼を高めるため、外部監査制度が導入されました。

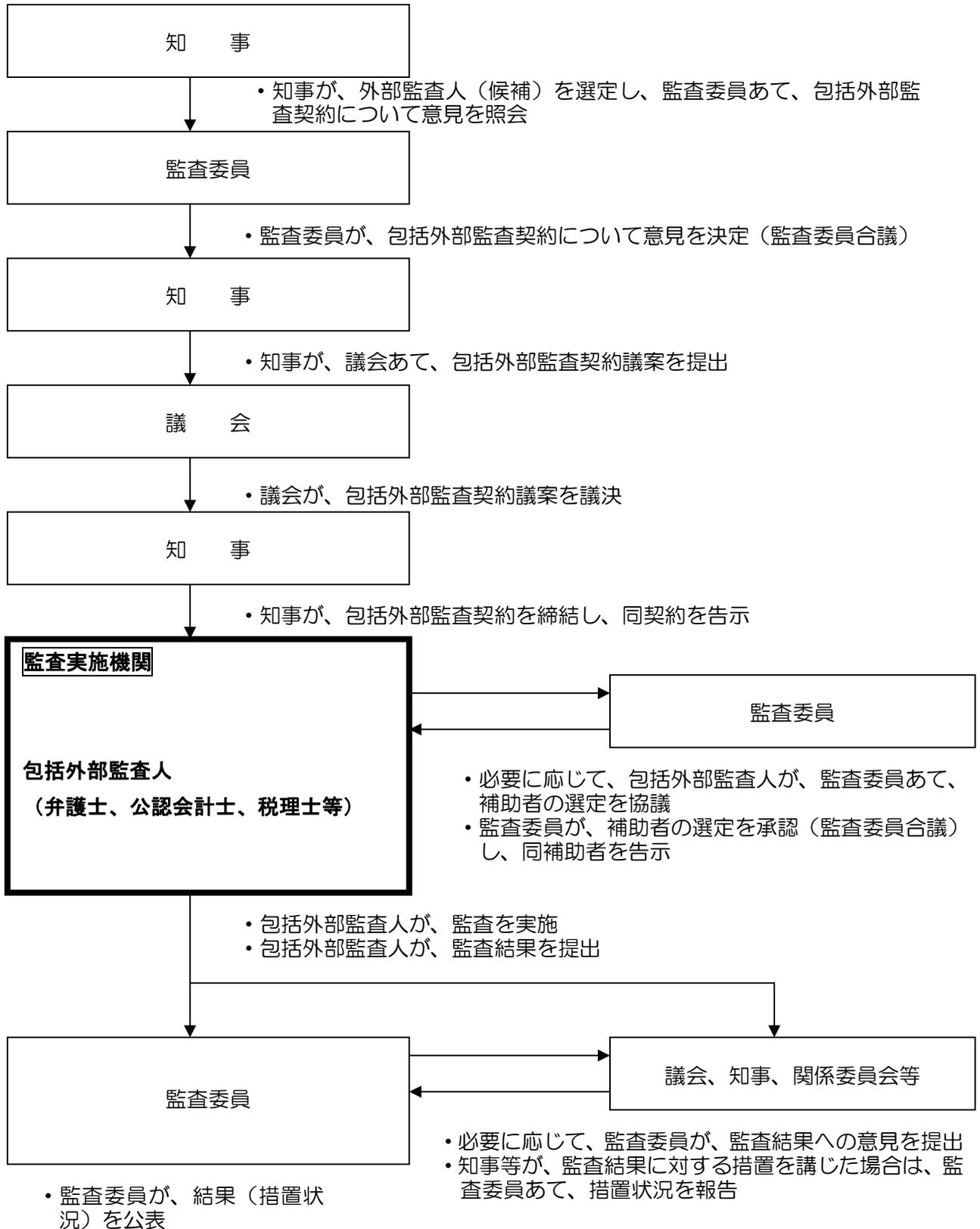
本制度は、監査委員の監査に加えて、弁護士、公認会計士、税理士などを「外部監査人」に起用して、地方公共団体の監査機能の独立性・専門性の強化と監査機能に対する住民の信頼を高めることをねらいとしています。

本制度は、知事が公認会計士等と外部監査契約を締結して実施しますが、次の2種類があります。

- ・毎会計年度、特定のテーマを決めて行う「包括外部監査」
- ・特定の事件について監査委員の監査に代えて行う「個別外部監査」

区分	①包括外部監査	②個別外部監査
監査の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・財務監査 ・財政的援助団体等に対する監査 	<ul style="list-style-type: none"> ・有権者の50分の1以上の連署による事務監査請求 ・議会からの事務監査請求 ・知事からの事務監査要求 ・知事からの財政的援助団体等の監査要求 ・住民からの住民監査請求
監査対象事項	外部監査人自らが選定した事項（年1回以上）	外部監査によることを請求・要求された事項
契約先	自然人1人 弁護士、公認会計士、実務精通者（当該団体のOB除く）、税理士	
契約期間	毎会計年度当初～当該年度末	個々の契約で決定
契約制限	同一の者と連続契約できるのは3回まで	—
補助者	あらかじめ監査委員と協議し、補助者を使用することができる	
関係人調査	あらかじめ監査委員と協議し、関係人の出頭、調査、書類等の提出を求めることができる	
義務と罰則	<ul style="list-style-type: none"> ・善良な管理者の注意をもつての誠実な監査 ・公正不偏な態度保持と自らの判断と責任における監査 ・守秘義務 ・みなし公務員（刑法その他の罰則の適用については、公務に従事する職員とみなされること。） 	

包括外部監査の流れ



2 包括外部監査の実施状況

(1) 平成30年度の監査実施状況

平成30年度の包括外部監査は、次のとおり実施されました。

項目	内容
外部監査人	公認会計士 村松 淳旨
補助者	8名（公認会計士 加山 秀剛 外7名）
テーマ	指定管理者制度を採用する公の施設の管理運営に関する財務事務の執行について
テーマの選定理由	<p>平成15年9月に「地方自治法の一部を改正する法律」の施行により、公の施設の管理運営について管理委託制度が廃止され、指定管理者制度が導入された。指定管理者制度の導入は、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間の能力を活用して、住民サービスの向上や経費削減等を図ることを目的として導入されたものである。静岡県においても、平成16年度に2施設が指定管理者制度に移行し、その後数年で40施設を超える施設で指定管理者制度が採用された。全国的にも多数の公の施設の管理運営が指定管理者制度に移行したが、指定管理者制度に移行したことによる住民サービスの向上や経費削減等が、適切に行われているかの検証も多くの自治体で行われてきた。静岡県包括外部監査でも平成22年度に指定管理者制度をテーマに監査が行われている。</p> <p>その後も民間の能力活用は積極的に推進され、平成23年にPFI法の改正により、コンセッション方式の導入や平成29年改訂のPPP/PFI推進アクションプランでは、コンセッション事業の他に収益型事業や公的不動産利活用事業などの手法も紹介されている。静岡県でも、平成31年度から富士山静岡空港の管理運営にコンセッション方式が採用される予定である。</p> <p>今後、多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中、公的負担の抑制と良好な公共サービスの実現を趣旨として採用されている指定管理者制度をPPP/PFI手法や直営を含めて再検証する意味は大きいと考えた。</p> <p>以上の観点から、当該テーマを選定した。</p>
監査対象とする部局	くらし・環境部、文化・観光部、健康福祉部、経済産業部、交通基盤部、教育委員会
監査対象期間	原則として平成29年度（必要に応じて、他の年度も対象とした。）
監査実施期間	平成30年6月1日から平成31年3月31日まで

(注) 包括外部監査の結果は、県公報（平成31年3月29日）に掲載されています。
また、結果に基づき講じた措置についても、県公報に登載される予定です。

(2) 監査結果

監査の結果は、次表に基づき「指摘」又は「意見」に整理して提示されます。

区 分	内 容
指 摘	次に掲げる事項に該当し、その程度が著しいもの及びその他重大な事項 1 法令・条例・規則に違反している事項 2 収入確保に適切な措置を要する事項 3 予算を目的外に支出している事項 4 著しく不経済な支出又は著しい損害を生じている事項
意 見	組織及び運営の合理化など多様な観点から改善の必要があると認める事項

平成30年度の監査結果においては「指摘」とされた項目は以下のとおりです。

- ・ 休所日の取扱いの見直しについて

また、「意見」とされた項目のうち、主なものは以下のとおりです。

- ・ 「指定管理の手引き」のあり方について
- ・ 修繕計画の策定について

(3) 年度別の実施状況

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
契約の締結	H21.4.1	H22.4.1	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1
契約の金額	1,850万円を上限とする	同左	同左	同左	1,750万円を上限とする	同左	同左	同左	同左	同左
外部監査人	山下和俊	同左	内山昌美	同左	杉原賢一	同左	同左	村松淳旨	同左	同左
(資格)	公認会計士	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
(住所)	静岡市	同左	浜松市	同左	静岡市	同左	同左	藤枝市	同左	同左
テーマ	県立静岡がんセンターの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理	公の施設の管理運営及び指定管理者制度に関する事務の執行	道路事業の事務の執行及び経営に係る事業の管理について	県営住宅の事務の執行について	静岡県公立大学及び公立大学法人静岡文化芸術大学の財務事務の執行について	地方独立行政法人静岡県立病院機構の財務の執行及び経営に係る事業の管理について	過去の包括外部監査の措置の状況について	債権管理の財務に関する事務の執行について	防災・減災等事業に関する財務事務等の執行について	指定管理者制度を採用する公の施設の管理運営に関する財務事務の執行について
補助者(人数)	8人	7人	4人	6人	5人	5人	5人	6人	7人	8人
公認会計士	7人	5人	4人	5人	5人	5人	5人	6人	7人	8人
弁護士	1人	1人	—	—	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	1人 (公認会計士試験合格者)	—	1人 (公認会計士協会準会員)	—	—	—	—	—	—
結果の報告	H22.3.17	H23.3.11	H24.3.30	H25.3.28	H26.3.25	H27.3.18	H28.3.25	H29.3.21	H30.3.27	H31.3.22
結果の公表(公告日)	H22.3.31	H23.3.31	H24.3.30	H25.3.29	H26.4.1	H27.3.27	H28.3.31	H29.3.31	H30.3.30	H31.3.29
措置の公表(公告日)	H23.2.9	H23.11.8	H24.11.9	H25.11.8	H26.11.21	H27.11.10	H29.1.6	H29.10.27	H30.11.2	R元年度内